（案）

山形空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

１．空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。

２．また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。

３．　上記の着実な実施に向けて、防衛省東北防衛局・海上保安庁第二管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省東京航空局はこれに協力する。

令和●年●月●日

国土交通省東京航空局長

海上保安庁第二管区海上保安本部長

防衛省東北防衛局長

山形県知事